（別紙）　目　録
独立行政法人理化学研究所出資証券
枚数　１枚
番号　第54号
発行年月日　平成15年10月１日
出資金額　613,004円
最終名義人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
東京都八王子市上壱分方町309番地の４
申立人　上松電気株式会社
代表者代表取締役　上松　隆夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月20日
平成24年７月20日　新発田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ0043245
金額　600,000円
支払期日　平成24年９月30日
支払地　新潟県新発田市
支払場所　株式会社北越銀行新発田支店
振出日　平成24年６月11日
振出地　新潟県新発田市
振出人　新発田建設株式会社　代表取締役社長　渡辺　明紀
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
兵庫県朝来市和田山町林垣230番地の３
申立人　長野建設株式会社
代表者代表取締役　長野　　博
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月１日
平成24年７月19日　豊岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＡ00001
金額　6,048,000円
支払人　但陽信用金庫朝来支店
支払地　兵庫県朝来市
振出日　平成24年５月８日
振出地　兵庫県朝来市
振出人　但陽信用金庫朝来支店　支店長　小林　幹政
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第３号
広島市中区大手町１丁目１番23号
申立人　岡重株式会社
代表者代表取締役　岡野賢太郎
申立人代理人弁護士　生田　博通
権利を争う旨の申述の終期　平成24年11月５日
平成24年７月20日　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＪ44492
金額　436,761円
支払人　株式会社もみじ銀行新天地支店
支払地　広島市中区新天地５番14号
振出日　平成24年４月16日
振出地　広島市
振出人　岡重株式会社　代表取締役　岡野賢太郎
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号
愛媛県八幡浜市保内町宮内５番耕地77番地10
申立人　有限会社井上電気
代表者代表取締役　井上　政満
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月22日
平成24年７月17日　八幡浜簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　２通
⑴小切手番号　ＤＳ83795
金額　不明
支払人　株式会社愛媛銀行川之石支店
支払地　愛媛県八幡浜市保内町
振出日　不明
振出地　愛媛県八幡浜市保内町
振出人　有限会社井上電気　代表取締役　井上　政満
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　ＤＳ83796
金額　不明
振出日　不明
⑵の小切手の支払人、支払地、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２４年（へ）第９号
次の申立人らから別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
京都市山科区勧修寺泉玉町43番地
申立人　濱田　章子
京都市東山区本町14丁目262番地
申立人　中川　正男
申立人ら代理人弁護士　四方　　奨
権利の届出の終期　平成24年11月８日
平成24年７月23日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　京都市東山区本町十四丁目262番
宅地　127.00平方メートル
⑵登記年月日番号　京都地方法務局大正７年３月12日受付第3571号登記乙区順位番号１番
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　大正７年３月12日設定
債権額　金1,115円50銭
損害金　月１分
債務者　中川茂一郎
抵当権者　京都市下京区本町十五丁目17番地　持分２分の１　爾　　健碩　京都市下京区本町十丁目19番戸　２分の１　藤井利右衛門
共同担保　同所262番地家屋番号11番、同所262番地家屋番号262番
２⑴（主である建物の表示）
京都市東山区本町十四丁目262番地
家屋番号　11番
種類　店舗
構造　木造瓦葺平家建
床面積　46.61平方メートル
（附属建物の表示）
ア　符号　１
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　39.66平方メートル　２階　22.14平方メートル
イ　符号　２
種類　物置
構造　木造瓦葺平家建
床面積　16.52平方メートル
２の⑵登記年月日番号、⑶登記した権利の内容は１の記載に同じ（ただし、共同担保　同所262番の土地、同所262番地家屋番号262番）
３⑴（主である建物の表示）
京都市東山区本町十四丁目262番地
家屋番号　262番
種類　本家
構造　木造瓦葺平家建
床面積　44.62平方メートル
（附属建物の表示）
ア　符号　１
種類　便所
構造　木造瓦葺平家建
床面積　1.65平方メートル
イ　符号　２
種類　物置
構造　木造板葺平家建
床面積　3.30平方メートル
３の⑵登記年月日番号、⑶登記した権利の内容は１の記載に同じ（ただし、損害金は、遅延利息　月１分、共同担保　同所登記第10号の土地、同所登記第10号、第17号の各建物）

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１７８号
茨城県神栖市波崎9137番地５
申立人　岩井　早苗
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　岩井　勘一
昭和10年10月13日生
公示催告期間満了日　平成24年10月20日
水戸家庭裁判所麻生支部

平成２４年（家）第１７９号
茨城県神栖市波崎9137番地５
申立人　岩井　早苗
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　岩井　洋一
昭和42年３月14日生
公示催告期間満了日　平成24年10月20日
水戸家庭裁判所麻生支部